

平成20年改正少年法の運用の概況

はじめに

平成20年12月15日に少年法の一部を改正する法律（平成20年法律第71号）が施行され、（1）被害者等による少年審判の傍聴、（2）被害者等に対する審判の状況の説明の各制度が導入された。

本資料は、平成20年12月15日から平成23年12月31日までの約3年間における各制度の運用の概況を取りまとめたものである（数値はいずれも、平成24年3月1日現在の集計による概数であり、今後の集計整理により変動があり得る。）。

1 被害者等による少年審判の傍聴

家庭裁判所は、少年が故意の犯罪行為や交通事故などにより、被害者を死亡させたり、被害者の生命に重大な危険を生じさせる傷害を負わせたりした事件（例えば、殺人、傷害致死、傷害、自動車運転過失致死傷など）について、被害者等から審判の傍聴の申出があり、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認められた場合には、傍聴を許すことができることとされた。

○ 傍聴の実施状況（件数）

資料1のとおり、傍聴の対象となった事件が548件あり、そのうち250件について申出がされ、219件について傍聴を許可した。他方、傍聴を認めなかった事件が27件あった。その内訳は、審判が開始されずに事件が終局したことによるものが13件、被害者を傷害した事件においてその生命に重大な危険を生じさせなかったと判断されたものが9件、傍聴について相当性がないと判断されたことなどによるものが5件である。以上のほか、申出が取り下げられた事件が4件ある。

（注）審判が開始されずに終局した事件の多くは、年長少年の自動車運転過失致死事件などの交通事犯において、刑事処分が相当であることを理由に審判を開始せず検察官送致決定がされたものである。

(資料1)

	傍聴の対象となつた事件数	申出のあつた事件数 (人数)	申出のあつた事件数		
			傍聴を許可した事件数 (人数)	傍聴を認めなかつた事件数 (人数)	取下事件数 (人数)
平成21年	227	100 (205)	86 (176)	11 (24)	3 (5)
平成22年	156	76 (175)	66 (141)	10 (27)	0 (7)
平成23年	165	74 (127)	67 (120)	6 (6)	1 (1)
計	548	250 (507)	219 (437)	27 (57)	4 (13)

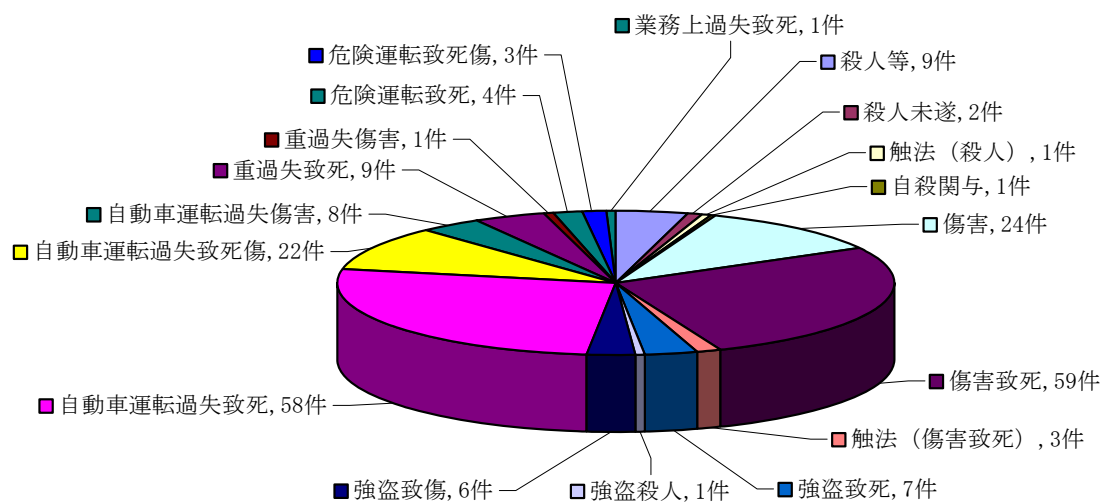
(注1) 平成21年の数値は、平成20年改正法の施行日である平成20年12月15日から同月31日までの数値を含む。

(注2) 事件数と人数が異なるのは、1件につき複数の者から申出がされる場合があるためであり、「傍聴を許可した事件数」(計219件)には、複数の者から申出がされたが、一部の者について傍聴を認めなかつた事件(9件)及び一部の者が申出を取り下げた事件(5件)が含まれている。

○ 罪名別の傍聴実施状況

傍聴を実施した219件における罪名の内訳は、資料2のとおりであり、傷害致死(59件)、自動車運転過失致死(58件)などが多い。

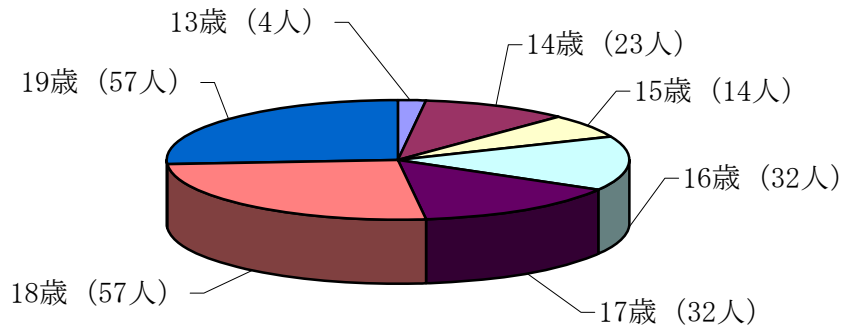
(資料2)



○ 犯行時年齢別の傍聴実施状況

資料3のとおり、傍聴を実施した219件における少年の犯行時年齢は、19歳と18歳がそれぞれ57人と最も多く、続いて、17歳と16歳がそれぞれ32人、14歳が23人、15歳が14人、13歳が4人となっている。

(資料3)



○ 傍聴付添いの実施状況

資料4のとおり、傍聴を実施した219件のうち、97件について傍聴付添いの申出がされ、94件について傍聴付添いを認めた。他方、傍聴付添いを認めなかった事件が2件、申出が取り下げられた事件が1件ある。

なお、傍聴に付き添った者は、多くが弁護士であり、そのほかは親族等である。

(資料4)

	傍聴を許可した事件数 (人数)	傍聴付添いの申出のあった事件数 (人数)	傍聴付添いを認めた事件数 (人数)	傍聴付添いを認めなかった事件数 (人数)	取下事件数 (人数)
平成21年	86 (176)	30 (49)	30 (49)	0 (0)	0 (0)
平成22年	66 (141)	38 (53)	35 (50)	2 (2)	1 (1)
平成23年	67 (120)	29 (41)	29 (39)	0 (2)	0 (0)
計	219 (437)	97 (143)	94 (138)	2 (4)	1 (1)

(注1) 平成21年の数値は、平成20年改正法の施行日である平成20年12月15日から同月31日までの数値を含む。

(注2) 「傍聴付添いを認めた事件数」には、複数人の傍聴付添人候補者のうち、一部の候補者についてのみ傍聴付添いを認めた事件や、複数の傍聴人から傍聴付添いの申出がされたものの、一部の傍聴人について傍聴付添いを認めなかった事件が含まれている。

2 被害者等に対する審判の状況の説明

家庭裁判所は、被害者等から申出があり、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めた場合には、審判の状況を説明することとされた。

○ 審判の状況の説明実施状況

資料5のとおり、審判の状況の説明を求める申出をした者の人数は1459人であり、そのうち1426人について申出を認めた。

なお、申出を認めなかった22人は、審判が開始されず事件が終局したことによるもの、申出資格がない者からの申出によるものなどである。

説明の申出がされた事件の罪名別の傾向としては、傷害が最も多く、そのほか、強制わいせつ、恐喝などが多い。

(資料5)

	申出人数	申出を認めた人数	申出を認めなかった人数	取下人数
平成21年	431	422	8	1
平成22年	527	516	6	5
平成23年	501	488	8	5
計	1459	1426	22	11

(注) 平成21年の数値は、平成20年改正法の施行日である平成20年12月15日から同月31日までの数値を含む。

